



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成25年8月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）川崎富士見商業施設計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都稲城市矢野口 4015 番地 1 株式会社よみうりランド 代表取締役社長 関根 達雄
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎富士見商業施設計画
	指定開発行為の種類	商業施設の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区富士見一丁目 5-2 外
	指定開発行為の目的	商業施設の新設
	指定開発行為の内容	敷地面積：約 12,100 m ² （商業地域） 延べ面積：約 30,212 m ²
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成25年12月 完了予定：平成27年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年8月20日（火）から 平成25年10月3日（木）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦 覧 場 所	川崎区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年10月3日（木） （郵送の場合は、平成25年10月3日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156